

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長殿
<b>【提出日】</b>	平成21年12月10日
<b>【発行者名】</b>	ピムコジャパンリミテッド
<b>【代表者の役職氏名】</b>	日本における代表者 高野 真
<b>【本店の所在の場所】</b>	英領ヴァージン諸島、トートラ、ロードタウン、ピー・ オー・ボックス800、フォリオ・チェンバーズ （東京支店） 東京都港区虎ノ門四丁目1番28号 虎ノ門タワーズオフィス
<b>【事務連絡者氏名】</b>	小松 充明
<b>【電話番号】</b>	03-5777-8150
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券に係るファンドの名称】</b>	ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託受 益証券の金額】</b>	継続募集額 上限 5,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス（以下「ファンド」といいます）。  
ただし、愛称として「Jフローター」という名称を用いることがあります。

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるピムコジャパンリミテッドは、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額はピムコジャパンリミテッド（以下「委託会社」といいます。）の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下「販売会社」といいます。）等で入手することができます。

直近の基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

### (5)【申込手数料】

申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額がかかります。

申込手数料率は、1.575%（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定めるものとします。具体的な申込手数料につきましては、販売会社または前記の連絡先にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

一般口：（新規申込時）5,000万口以上1口単位（追加申込時）1万口以上1口単位

累投口：（新規申込時）5,000万円以上1円単位（追加申込時）1万円以上1円単位

販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成21年12月11日から平成22年12月10日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

の日本におけるすべての本支店営業所

具体的な申込取扱場所につきましては、販売会社または前記「(4) 発行（売出）価格」に記載の連絡先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

- ・ 取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付与されません。
- ・ 申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

申込不可日

取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、販売会社は、受益権の取得の申込みに応じないものとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に

記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

この投資信託はファンド・オブ・ファンズであり、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「投資信託証券への投資を目的とするもの」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドの商品分類および属性区分は社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りです。

#### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	<b>債券</b>
<b>追加型投信</b>	<b>内外</b>	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <商品分類表の定義について>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(注) なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) で閲覧が可能です。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	<b>グローバル</b>		
一般		<b>(日本含む)</b>		

大型株	<b>年2回</b>			
中小型株		日本		
	年4回			
<b>債券</b>		北米	ファミリーファンド	<b>あり</b>
一般	年6回			<b>(フルヘッジ)</b>
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性	(毎月)			
( )		オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	なし
	その他			
<b>その他資産</b>	( )	アフリカ		
<b>(投資信託証券(債券(一般)))</b>				
		中近東		
資産複合		(中東)		
( )				
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### <属性区分表（網掛け表示部分）の定義について>

その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを含みます。）を通じて主として債券に投資する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

(注) なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) で閲覧が可能です。

#### ファンドの特色

- 1) 主に変動利付日本国債に投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。

NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

2) 固定利付債と異なる特徴をもつ変動利付日本国債を活用します。

金利上昇などによる市場環境変化にも対応。

金利上昇時においても、需給、金利水準、利回り曲線の動き如何によっては、変動利付日本国債の価格が上昇しない、または下落する場合があります。

3) PIMCOのグローバルな債券運用力を最大限に活用し、付加価値を追求します。

複数の運用戦略を用いて、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

投資対象の外国籍の投資信託を通じて、付加価値を追求するために外貨建債券にも投資をします。

為替は原則としてフルヘッジを行います。

ファンドはPIMCOの運用する二つの外国投資信託の受益証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。したがって、ファンドの特色は投資する外国投資信託を通じたファンドの実質的な運用の特徴を示すものです。

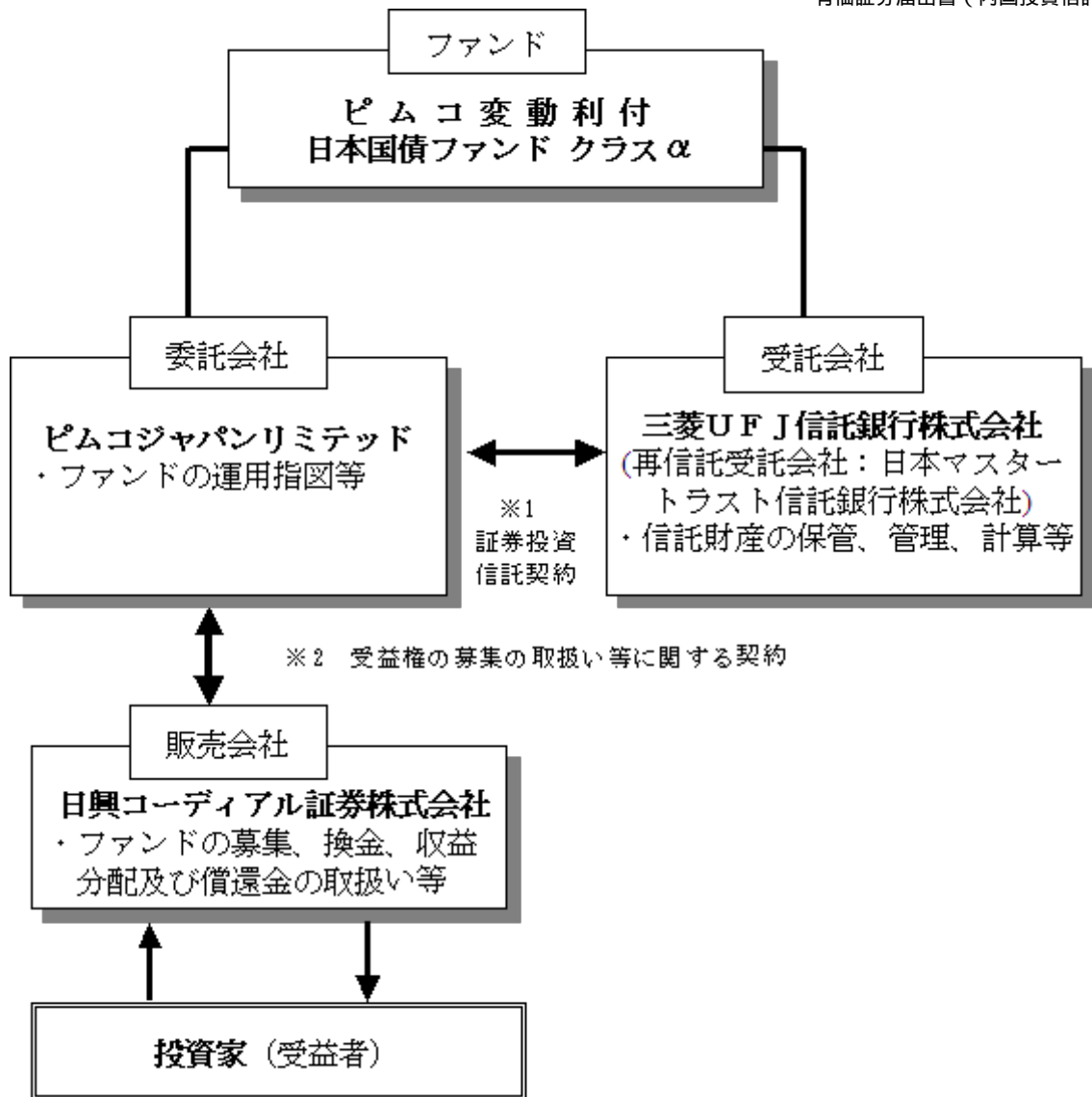
PIMCOはパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを意味します。

信託金の限度額

金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。委託会社は、受託会社と合意の上、当該信託金の限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの仕組み】

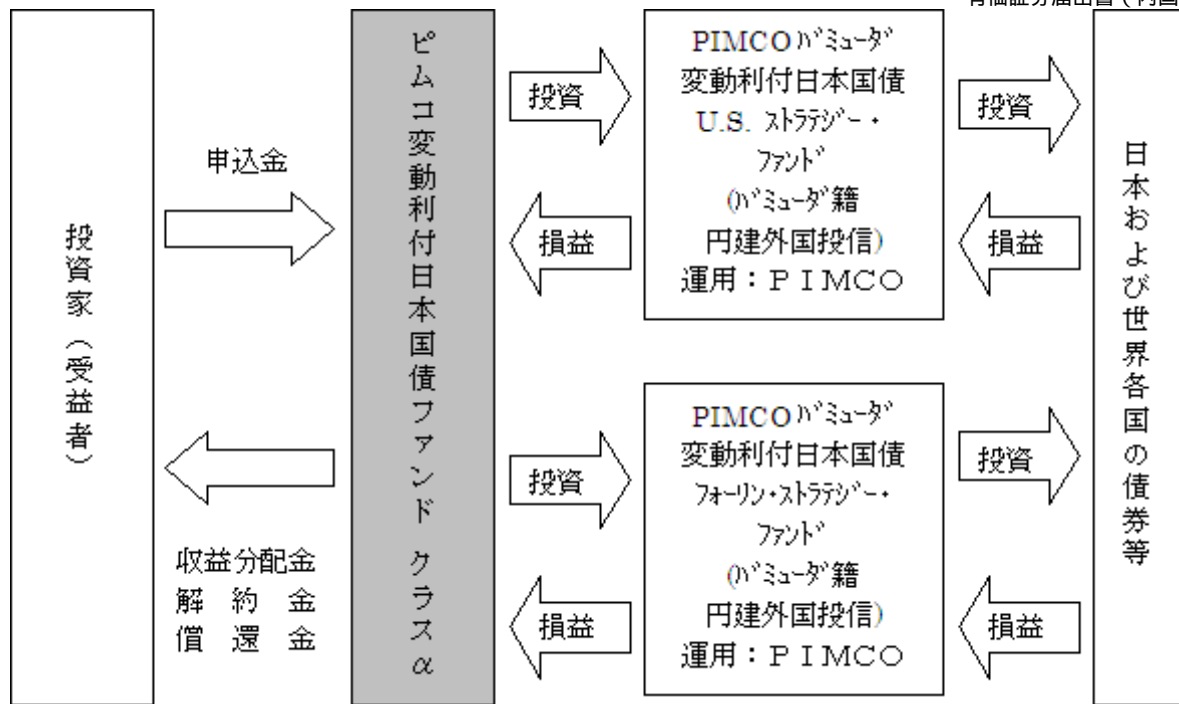
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等、業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。

#### <ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

ファンドは、外国投資信託の受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



### 委託会社の概況

#### 1) 委託会社の資本金（平成21年9月30日現在）

13,411,674.44米ドル（約12.0億円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成21年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝89.535円）によります。以下同様とします。

#### 2) 委託会社の沿革

平成 9年12月	英領ヴァージン諸島法に基づきピムコ・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッドを設立
平成10年 1月	証券投資顧問業登録
平成10年 2月	ピムコ・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッド東京支店を設置
平成10年 3月	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッドへ商号変更
平成10年 7月	ピムコ グローバル アドバイザーズ ジャパン リミテッドへ商号変更
平成11年 3月	投資一任業務認可取得
平成11年11月	ピムコジャパンリミテッドへ商号変更
平成12年 5月	証券投資信託委託業認可取得
平成19年 9月	金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第382号

#### 3) 大株主の状況

（平成21年9月30日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 （株）	所有比率 （％）



アリアンツ・グローバル ・インベスターズ・オブ ・アメリカ・エル・ピー	680 ニューポート・センター・ド ライブ、スイート 250、ニューポート・ ビーチ、カリフォルニア 92660、アメ リカ合衆国	13,000,000株	100%
---	--	-------------	------

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

この投資信託は、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

#### 投資対象

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

#### 投資態度

主として、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

#### バミューダ籍円建外国投資信託

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## ピムコ変動利付日本国債ファンド クラスαの戦略

ファンドは、外国投資信託の受益証券への投資を通じて、変動利付日本国債に加え、PIMCOの持つグローバルな運用戦略を最大限に活用することにより、安定した付加価値の獲得を追求します。

### 【ピムコ変動利付日本国債ファンド クラスαの戦略】

変動利付日本国債の  
リターン

+

PIMCOの円短期金利プラス運用の  
付加価値

- ・ NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。
- ・ 実質的な組入れ債券の格付けはBBB格以上とし、ファンドの平均格付けはA格以上とします。
- ・ デュレーションはベンチマーク±2年とします。

### NOMURA変動利付国債インデックスとは

NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表する、変動利付日本国債を対象としたインデックスです。組入銘柄は、債券の残存額面が10億円以上であること、残存年数が1年以上であること等の基準を満たしたものととなります。なお、新規発行債のインデックスへの組入れタイミングは、発行月の翌月となります。

野村證券株式会社が作成した「NOMURA変動利付国債インデックス」の解説資料等を基にピムコジャパンリミテッドが作成

※NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

### PIMCOの円短期金利プラス運用について

#### 【特徴】

- ・ PIMCOの持つグローバルな運用戦略を最大限に活用することにより、円の短期金利を安定的に上回る運用成果の獲得を目指します。
- ・ 日本のみならず外貨建債券からも付加価値を追求し、為替は原則フルヘッジを行います。
- ・ 特定の戦略に偏ることなく、広く戦略を分散します。
- ・ マクロ経済分析に基づく戦略（トップダウン戦略）と個別債券の割安割高分析に基づく戦略（ボトムアップ戦略）をバランスよく組み合わせることにより特定の市場環境に左右されにくいポートフォリオ構築を目指します。

## (2) 【投資対象】

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

### 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

主として、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

### バミューダ籍円建外国投資信託

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

### 投資対象とする外国投資信託の概要

ファンド名	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド
-------	---	--

運用方針	<p>元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化をめざします。為替については、日本円以外の通貨建てのポジションは、原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、対象通貨以外の為替予約取引等を使って行うこともあります（いわゆるクロスヘッジ）。</p>	<p>元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化をめざします。為替については、日本円以外の通貨建てのポジションは、原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、対象通貨以外の為替予約取引等を使って行うこともあります（いわゆるクロスヘッジ）。</p>
主要運用対象	<p>通常、純資産の60%以上を変動利付日本国債と米ドル建債券、およびその派生商品に投資します。円建、米ドル建以外の債券、およびその派生商品への投資も可能とします。</p> <p>派生商品は、先渡し取引、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引等を含みます。</p> <p>投資可能な主な債券は以下のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本または日本以外の政府、政府の部局、省庁または政府系機関の債務、および米国政府、米国政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券（以上を併せて「政府債」といいます。）</li> <li>・現先取引および逆現先取引</li> <li>・米国の州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券</li> </ul>	<p>通常、純資産の60%以上を変動利付日本国債と米ドル建以外の債券、およびその派生商品に投資します。米ドル建債券、およびその派生商品への投資も可能とします。</p> <p>派生商品は、先渡し取引、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引等を含みます。</p> <p>投資可能な主な債券は以下のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本または日本以外の政府、政府の部局、省庁または政府系機関の債務、および米国政府、米国政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券（以上を併せて「政府債」といいます。）</li> <li>・現先取引および逆現先取引</li> <li>・米国の州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券</li> </ul>

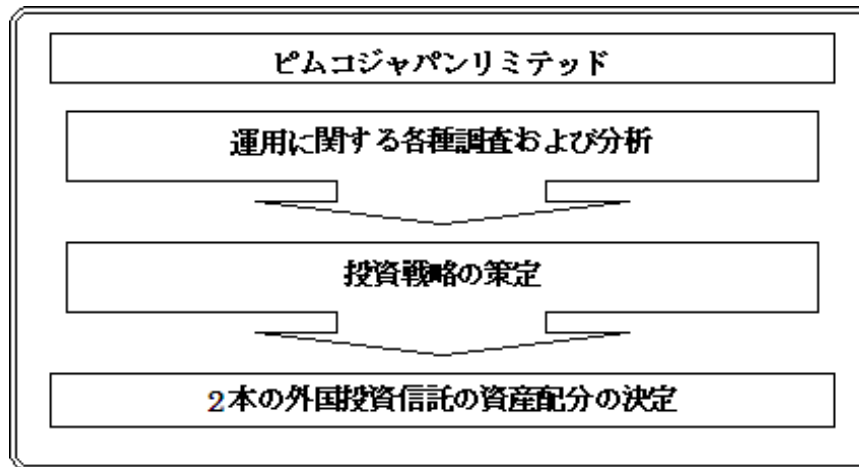
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際機関の債券</li> <li>・ 日本の、または日本国籍以外の発行体が発行する社債、転換社債、およびコマーシャル・ペーパー</li> <li>・ モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券</li> <li>・ 政府および企業が発行したインフレ連動債</li> <li>・ 仕組債（ハイブリッド証券または「インデックス」証券、イベント連動債およびローンパーティシペーションを含む。）</li> <li>・ ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ</li> <li>・ 譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際機関の債券</li> <li>・ 日本の、または日本国籍以外の発行体が発行する社債、転換社債、およびコマーシャル・ペーパー</li> <li>・ モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券</li> <li>・ 政府および企業が発行したインフレ連動債</li> <li>・ 仕組債（ハイブリッド証券または「インデックス」証券、イベント連動債およびローンパーティシペーションを含む。）</li> <li>・ ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ</li> <li>・ 譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形</li> </ul>
投資制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ムーディーズ社や株式会社格付投資情報センター等著名な格付機関からの格付において、Baa3 / BBB - 格以上の投資適格債券に投資します。ファンドの平均格付はA3 / A - 格以上とします。</li> <li>・ デュレーションは、NOMURA変動利付国債インデックスのデュレーションの±2年以内で変動させるものとします。</li> <li>・ エマージング国の発行体の債券への投資は、本ファンドの純資産の10%まで可能とします。</li> <li>・ 本ファンドは、1銘柄の債券または1つの発行体の債券に純資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府債はこの限りではなく、政府債に制限はありません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ムーディーズ社や株式会社格付投資情報センター等著名な格付機関からの格付において、Baa3 / BBB - 格以上の投資適格債券に投資します。ファンドの平均格付はA3 / A - 格以上とします。</li> <li>・ デュレーションは、NOMURA変動利付国債インデックスのデュレーションの±2年以内で変動させるものとします。</li> <li>・ エマージング国の発行体の債券への投資は、本ファンドの純資産の10%まで可能とします。</li> <li>・ 本ファンドは、1銘柄の債券または1つの発行体の債券に純資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府債はこの限りではなく、政府債に制限はありません。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、本ファンドの純資産を越えないものとします。</li> <li>・借入の合計金額が本ファンドの純資産の10%を越える借入残高が生じる借入は行えないものとします。ただし、異常時または緊急時においては、一時的に10%を越えることも許容されます。ここに、借入とは、銀行からの借入をいい、したがって、逆現先契約またはダラー・ロールは、上記の10%の対象とはなりません。</li> <li>・1つの会社（投資会社を含みます。）の発行済株式総数の過半数の株式を取得しません。</li> <li>・非登録株式、非公開株式、または流動性の低い証券関連商品への投資は最大15%までとします。仮に、本ファンドが私募株式、非登録株式またはその他の流動性の乏しい投資対象に投資する場合には、それらの証券を公正に評価します。</li> <li>・管理会社による本ファンドの受益権者の保護に反し、または、本ファンドの財産の適正な運用を損なう取引、例えば、管理会社の利益または受益権者以外の第三者の利益のために管理会社によってなされる取引は禁止されます。</li> <li>・本ファンドは、少なくとも純資産の50%を日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパー、株式など）ならびに有価証券等に関する派生商品に投資します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、本ファンドの純資産を越えないものとします。</li> <li>・借入の合計金額が本ファンドの純資産の10%を越える借入残高が生じる借入は行えないものとします。ただし、異常時または緊急時においては、一時的に10%を越えることも許容されます。ここに、借入とは、銀行からの借入をいい、したがって、逆現先契約またはダラー・ロールは、上記の10%の対象とはなりません。</li> <li>・1つの会社（投資会社を含みます。）の発行済株式総数の過半数の株式を取得しません。</li> <li>・非登録株式、非公開株式、または流動性の低い証券関連商品への投資は最大15%までとします。仮に、本ファンドが私募株式、非登録株式またはその他の流動性の乏しい投資対象に投資する場合には、それらの証券を公正に評価します。</li> <li>・管理会社による本ファンドの受益権者の保護に反し、または、本ファンドの財産の適正な運用を損なう取引、例えば、管理会社の利益または受益権者以外の第三者の利益のために管理会社によってなされる取引は禁止されます。</li> <li>・本ファンドは、少なくとも純資産の50%を日本の金融商品取引法（昭和23年法律第25号）に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパー、株式など）ならびに有価証券等に関する派生商品に投資します。</li> </ul>
決算日	原則として毎年10月31日	
分配方針	四半期毎に、運用収益から分配を行う方針です。	
投資顧問会社・管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	

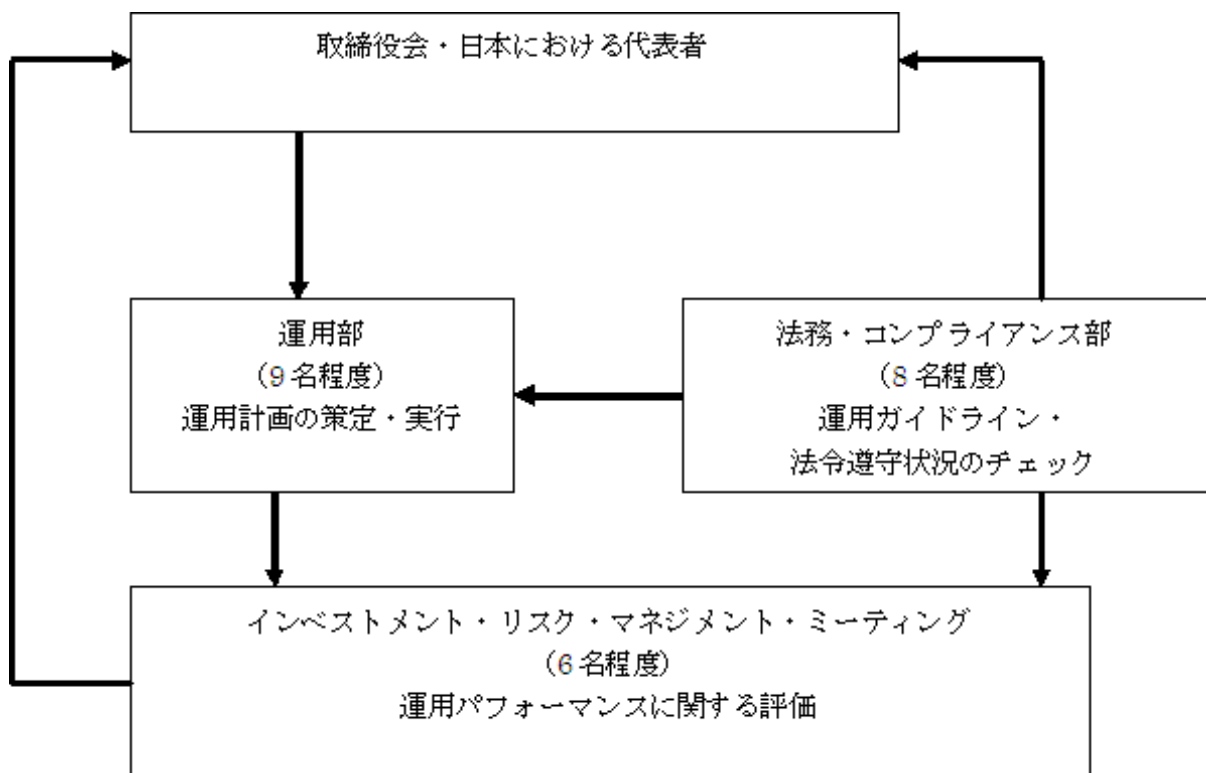
## (3) 【運用体制】

ファンドの運用は、ピムコジャパンリミテッドの運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて、2本の外国投資信託の資産配分の決定を行います。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

投資対象の2本の外国投資信託（PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド）は、PIMCOが運用します。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



運用に関する主な社内規定は以下のとおりです。

- 内部者取引未然防止規程
- 発注証券会社に関する規程
- 最良執行に関する規程

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託会社等につき、外部監査法人による内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受領しております。

（参考）PIMCO（Pacific Investment Management Company LLC）について

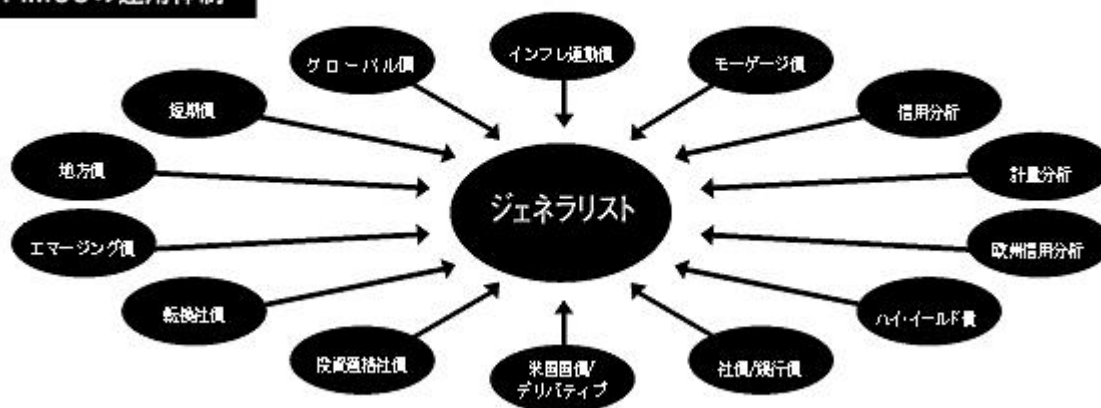
PIMCOとは

債券専門の運用会社として1971年に設立

全世界で約84兆円を世界の債券市場で運用（2009年9月末現在）

米国をはじめ、東京、ロンドン、ミュンヘン、シドニー、シンガポール、トロント、香港に拠点をもちグローバルにビジネスを展開

### PIMCOの運用体制



上記運用体制は平成21年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

##### 分配対象額の範囲

利益金額から諸経費、信託報酬および信託報酬等に係る消費税等を控除した金額とします。

##### 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

##### 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

#### (5) 【投資制限】

投資対象とする外国投資信託の受益証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

投資対象とする外国投資信託の受益証券への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指

図は行いません。  
外貨建資産への直接投資は行いません。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

ファンドは、主に外国投資信託の受益証券に投資を行い、投資対象とする外国投資信託は主に円建または外貨建の公社債等に投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、為替相場の影響も受けるため、ファンドの基準価額も変動します。また、低格付債券については、上位に格付された債券に比べ、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高くなります。

したがって、投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドは預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。ファンドの受益権の取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする外国投資信託の主なリスクは以下のとおりです。したがって、ファンド自身もこれらのリスクがあります。

#### 変動利付日本国債の価格変動リスク

外国投資信託が主な投資対象とする変動利付日本国債は、一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。加えて、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。

#### 流動性リスク

公社債など有価証券には、市場規模や取引量が少ないために組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。

#### 信用リスク

公社債の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合、公社債等の価格が下落するリスクがあります（価格がゼロになることもあります。）。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下がる要因となります。ファンドが組入れを行う外国投資信託では、外貨建債券の為替リスクは原則フルヘッジを行います。

#### 公社債の価格変動リスク

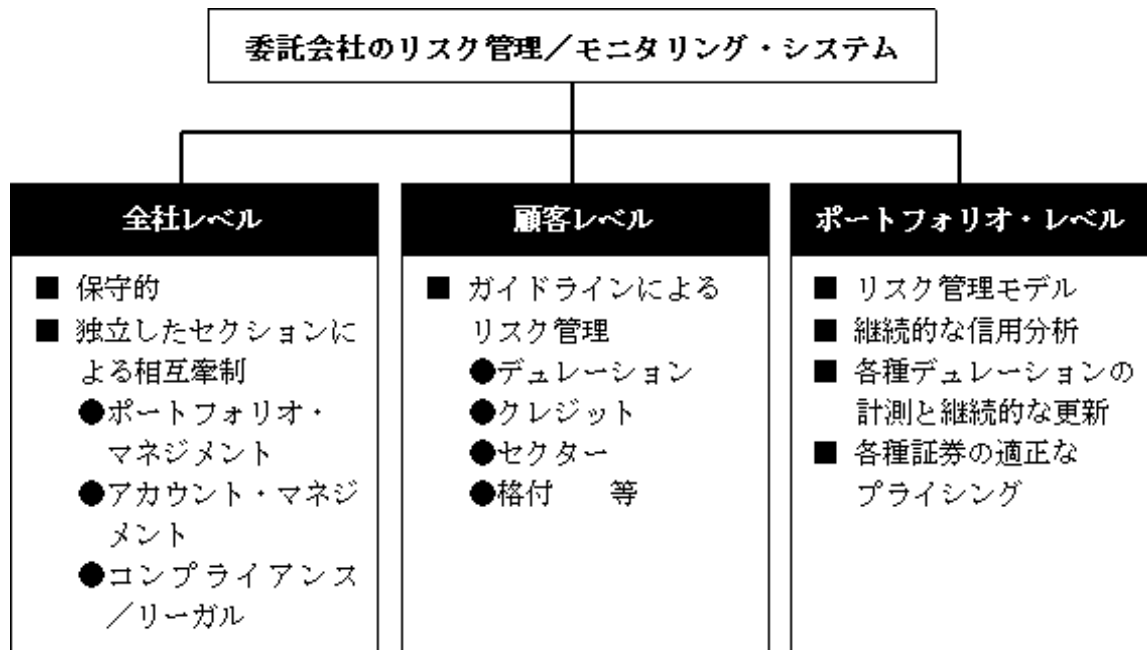
安定した付加価値の獲得を追求するため、外国投資信託はその他国内外の債券にも投資を行います。これらの債券は一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するなど、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。その価格変動は残存期間、発行の条件等によりばらつきがあります。

#### (2) 投資リスクに対する委託会社の管理体制について

実効性のあるリスク管理を行うため、委託会社では全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス/リーガル（主として法務・コンプライアンス



ス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。



#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。

申込手数料率は、1.575%（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定めるものとします。具体的な申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

##### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

##### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定めた率を乗じて得た額とします。

直近3回の新発10年固定利付日本国債の利率の平均により、以下の通りとします。

利率の平均	総報酬	委託会社	販売会社	受託会社
2.5%以下の場合	0.6825% (税抜0.65%)	0.37275% (税抜0.355%)	0.2835% (税抜0.27%)	0.02625% (税抜0.025%)
2.5%超 3.5%以下の場合	0.7875% (税抜0.75%)	0.42525% (税抜0.405%)	0.336% (税抜0.32%)	0.02625% (税抜0.025%)
3.5%超の場合	0.8925% (税抜0.85%)	0.47775% (税抜0.455%)	0.3885% (税抜0.37%)	0.02625% (税抜0.025%)

前記 に規定する信託報酬の率は、毎月末に見直し、翌月の第一営業日に変更するものとします。

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

**(4) 【その他の手数料等】**

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産の財務諸表の監査に要する費用、ならびに当該費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、監査費用を除く当該費用については、運用状況などに応じて変動するため、具体的な金額および計算方法を示すことができません。

監査に要する費用は、ファンド全体で年間約105万円（税抜 100万円）とします。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末に支弁します。

組入れ外国投資信託については費用がかかりません。

当該手数料の合計額については、投資家の皆様ที่ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**(5) 【課税上の取扱い】**

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。  
 個人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金を受け取る時

平成23年12月31日まで（特例措置による軽減税率適用期間）	
収益分配金	普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。 特別分配金は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。 なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。
平成24年1月1日から	
収益分配金	普通分配金については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。 特別分配金は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。 なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。

確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用なし）を選択することもできます。

2) 買取請求の取扱い

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金を受け取る時

平成23年12月31日まで	
収益分配金	普通分配金については、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 特別分配金は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
平成24年1月1日から	
収益分配金	普通分配金については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 特別分配金は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。

2) 益金不算入制度

当ファンドには、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

- 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- 収益分配金発生時に、その個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

個別元本超過額について

- 償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額（解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額）が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

普通分配金と特別分配金について

- 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際
  - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
  - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した金額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

ファンドの会計上・税務上の取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください

い。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(平成21年9月30日現在)

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	バミューダ	9,068,285,686	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	2,417,441	0.03
合計（純資産総額）	-	9,065,868,245	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年9月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託 受益証券	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S.ストラテジー・ ファンド	397,631	9,095	3,616,491,715	9,134	3,631,961,554	40.06
バミューダ	投資信託 受益証券	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラ テジー・ファンド	594,914	9,095	5,410,803,273	9,138	5,436,324,132	59.96

#### 種類別投資比率(平成21年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】(平成21年9月30日現在)

該当事項はありません。

### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

平成21年9月30日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(平成17年 3月10日)	16,267	16,323	1.0031	1.0066
2期	(平成17年 9月12日)	21,237	21,297	0.9920	0.9948
3期	(平成18年 3月10日)	16,308	16,350	0.9486	0.9510

4期	(平成18年 9月11日)	12,245	12,298	0.9435	0.9476
5期	(平成19年 3月12日)	11,342	11,401	0.9309	0.9357
6期	(平成19年 9月10日)	10,528	10,579	0.9225	0.9270
7期	(平成20年 3月10日)	10,116	10,164	0.9289	0.9333
8期	(平成20年 9月10日)	9,493	9,532	0.8785	0.8821
9期	(平成21年 3月10日)	8,653	8,687	0.8382	0.8415
10期	(平成21年 9月10日)	9,005	9,033	0.9056	0.9084
	平成20年 9月末日	9,167	-	0.8473	-
	平成20年10月末日	8,874	-	0.8341	-
	平成20年11月末日	8,736	-	0.8212	-
	平成20年12月末日	8,644	-	0.8284	-
	平成21年 1月末日	8,823	-	0.8456	-
	平成21年 2月末日	8,814	-	0.8447	-
	平成21年 3月末日	8,628	-	0.8373	-
	平成21年 4月末日	8,758	-	0.8499	-
	平成21年 5月末日	8,937	-	0.8716	-
	平成21年 6月末日	8,991	-	0.8769	-
	平成21年 7月末日	8,974	-	0.8926	-
	平成21年 8月末日	9,025	-	0.9075	-
	平成21年 9月末日	9,065	-	0.9093	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

### 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
第1期	自 平成16年7月30日 至 平成17年3月10日	0.0035
第2期	自 平成17年3月11日 至 平成17年9月12日	0.0028
第3期	自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日	0.0024
第4期	自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日	0.0041
第5期	自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日	0.0048
第6期	自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日	0.0045
第7期	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日	0.0044
第8期	自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日	0.0036
第9期	自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	0.0033

第10期	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	0.0028
------	------------------------------	--------

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1期	自 平成16年7月30日 至 平成17年3月10日	0.7
第2期	自 平成17年3月11日 至 平成17年9月12日	0.8
第3期	自 平成17年9月13日 至 平成18年3月10日	4.1
第4期	自 平成18年3月11日 至 平成18年9月11日	0.1
第5期	自 平成18年9月12日 至 平成19年3月12日	0.8
第6期	自 平成19年3月13日 至 平成19年9月10日	0.4
第7期	自 平成19年9月11日 至 平成20年3月10日	1.2
第8期	自 平成20年3月11日 至 平成20年9月10日	5.0
第9期	自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	4.2
第10期	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日	8.4

## 6【手続等の概要】

### 申込（販売）手続等

#### 1) お申込みの受付場所

ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

#### 2) 申込単位

一般口	(新規申込時) 5,000万口以上1口単位 (追加申込時) 1万口以上1口単位
累投口	(新規申込時) 5,000万円以上1円単位 (追加申込時) 1万円以上1円単位

販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 3) 申込受付日、不可日および受付時間

ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、お申込みが可能です。

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付中止および既に受け付けたお申込みの取消しを行うことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### 4) 申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額

なお、お申込金額には、1.575%（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定める手数料および手数料にかかる消費税等が加算されます。

### 換金（解約）手続等

#### 1) 換金請求の受付場所

ファンドの換金のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

#### 2) 換金単位

1口単位をもって換金を請求することができます。

#### 3) 換金請求の受付日および受付時間

ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、換金のお申込みが可能です。

ただし、換金のお申込日から解約金の支払開始日までの期間中（換金の請求日および解約金の支払開始日を除く）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には換金のお申込みをお受けできません。

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。



金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付中止および既に受け付けた請求の取消しを行うことがあります。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 4) 解約価額

換金のお申込日の翌営業日の基準価額

なお、ご解約の際、換金（解約）手数料はかかりません。

#### 5) 換金の制限について

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産の評価

基準価額の計算方法

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額を基準価額とします。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

### (2) 保管

該当事項はありません。

### (3) 信託期間

無期限とします（平成16年7月30日設定）。

### (4) 計算期間

毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

### (5) その他

#### 1) 信託の終了

(a) 委託会社は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回るようになったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約を行いません。

(e) 委託会社は、信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由

を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。  
ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (f) 前記(c)から(e)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。
- (g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記4) (d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または委託会社または受益者の請求にもとづき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 2) 収益分配金、一部解約金ならびに償還金の支払日および時効

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に販売会社において支払います。  
なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。また、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (b) 一部解約金は、一部解約の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。
- (c) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に販売会社において支払います。  
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- (d) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

## 3) 運用報告書

委託会社は、年2回（3月および9月の計算期間終了日後）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

#### 4) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときは、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとし、
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、前記(d)の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 5) 反対者の買取請求権

前記1)の信託の終了または前記4)の信託約款の変更を行う場合において、前記1)(c) または前記4)(c) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### 6) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 7) 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、契約締結日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社のいずれからも何等の意思表示のないときは、原則として自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

### (6) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### 収益分配金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

#### 償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの償還金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

#### 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

#### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧の請求をすることができます。

## 第2【財務ハイライト情報】

1. 財務ハイライト情報は、投資信託説明書（請求目論見書）の「第4 ファンドの経理状況」から抜粋して記載したものです。
2. ファンドは、第9期計算期間（平成20年9月11日から平成21年3月10日まで）および、第10期計算期間（平成21年3月11日から平成21年9月10日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

### (1)【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第9期	第10期
			(平成21年3月10日現在)	(平成21年9月10日現在)
			金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			97,584,565	32,508,301
投資信託受益証券			8,620,647,314	8,969,934,655
未収配当金			-	62,538,001
未収利息			240	80
流動資産合計			8,718,232,119	9,064,981,037
資産合計			8,718,232,119	9,064,981,037
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金			34,071,457	27,846,585
未払受託者報酬			1,152,677	1,177,612
未払委託者報酬			28,816,792	29,440,323
その他未払費用			525,000	525,000
流動負債合計			64,565,926	58,989,520
負債合計			64,565,926	58,989,520
純資産の部				
元本等				
元本			10,324,684,071	9,945,209,033
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金( )			1,671,017,878	939,217,516
(分配準備積立金)			291,083	32,304,582
元本等合計			8,653,666,193	9,005,991,517
純資産合計			8,653,666,193	9,005,991,517
負債純資産合計			8,718,232,119	9,064,981,037

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

期 別 科 目	注記 番号	第9期	第10期
		自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日
		金 額（円）	金 額（円）
営業収益			
受取配当金		64,842,768	62,538,001
受取利息		7,685	2,601
有価証券売買等損益		441,150,238	686,448,808
営業収益合計		376,299,785	748,989,410
営業費用			
受託者報酬		1,152,677	1,177,612
委託者報酬		28,816,792	29,440,323
その他費用		525,000	525,000
営業費用合計		30,494,469	31,142,935
営業利益又は営業損失（ ）		406,794,254	717,846,475
経常利益又は経常損失（ ）		406,794,254	717,846,475
当期純利益又は当期純損失（ ）		406,794,254	717,846,475
一部解約に伴う当期純利益金額の分配 額又は一部解約に伴う当期純損失金額 の分配額（ ）		24,767,285	19,617,516
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		1,313,577,496	1,671,017,878
剰余金増加額又は欠損金減少額		62,921,894	66,611,932
当期一部解約に伴う剰余金増加額又 は欠損金減少額		62,921,894	66,611,932
剰余金減少額又は欠損金増加額		4,263,850	5,193,944
当期追加信託に伴う剰余金減少額又 は欠損金増加額		4,263,850	5,193,944
分配金		34,071,457	27,846,585
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,671,017,878	939,217,516

## (3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	第9期	第10期
		自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日

有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券  移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評価 にあたっては、当該投資信託受益証 券の基準価額に基づいて評価して おります。	投資信託受益証券  同左
---------------------	---	--------------------

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手續等

ファンドの受益権は、振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

下記の項目の内容（有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」）について、投資信託説明書（請求目論見書）に記載しております。

投資信託説明書（請求目論見書）のご請求は、お申込みの取扱販売会社にお問い合わせください。

また、インターネットのEDINET(エディネット)のホームページ (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)でも、ご覧いただくことができます。

### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額( - )

発行済口数

1口当たり純資産額( / )

#### 第5 設定及び解約の実績



## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成16年7月30日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始  
平成19年1月 4日 保管振替制度へ移行

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### 1) お申込みの受付場所

ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

##### 2) 申込単位

一般口	(新規申込時) 5,000万口以上1口単位 (追加申込時) 1万口以上1口単位
累投口	(新規申込時) 5,000万円以上1円単位 (追加申込時) 1万円以上1円単位

販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

##### 3) 申込受付日、不可日および受付時間

ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、お申込みが可能です。

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付中止および既に受け付けたお申込みの取消しを行うことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

##### 4) 申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額

なお、お申込金額には、1.575%（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定める手数料および手数料にかかる消費税等が加算されます。

#### 2【換金（解約）手続等】

##### 1) 換金請求の受付場所

ファンドの換金のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

##### 2) 換金単位

1口単位をもって換金を請求することができます。

3) 換金請求の受付日および受付時間

ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、換金のお申込みが可能です。

ただし、換金のお申込日から解約金の支払開始日までの期間中（換金の請求日および解約金の支払開始日を除く）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には換金のお申込みをお受けできません。

原則として、午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日となる場合は午前11時）までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付中止および既に受け付けた請求の取消しを行うことがあります。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4) 解約価額

換金のお申込日の翌営業日の基準価額

なお、ご解約の際、換金（解約）手数料はかかりません。

5) 換金の制限について

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額を基準価額とします。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額の算出

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額の照会方法等

直近の基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします（平成16年7月30日設定）。

#### (4)【計算期間】

毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

### 信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約を行いません。
- (e) 委託会社は、信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。
- (g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記(d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または委託会社または受益者の請求にもとづき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

### 収益分配金、一部解約金ならびに償還金の支払日および時効

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に販売会社において支払います。  
なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。また、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (b) 一部解約金は、一部解約の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から

支払います。

- (c) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に販売会社において支払います。
- なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- (d) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

#### 運用報告書

委託会社は、年2回（3月および9月の計算期間終了日後）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

#### 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときは、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとし、
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、前記(d)の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 反対者の買取請求権

前記 の信託の終了または前記 の信託約款の変更を行う場合において、前記 (c) または前記 (c) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、契約締結日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社のいずれからも何等の意思表示のないときは、原則として自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### 収益分配金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

### 償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの償還金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

### 解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧の請求をすることができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第9期計算期間（平成20年9月11日から平成21年3月10日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第10期計算期間（平成21年3月11日から平成21年9月10日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2、及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）附則第16条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、第9期計算期間（平成20年9月11日から平成21年3月10日まで）及び、第10期計算期間（平成21年3月11日から平成21年9月10日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第9期 (平成21年3月10日現在)	第10期 (平成21年9月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	97,584,565	32,508,301
投資信託受益証券	8,620,647,314	8,969,934,655
未収配当金	-	62,538,001
未収利息	240	80
流動資産合計	8,718,232,119	9,064,981,037
資産合計		
	8,718,232,119	9,064,981,037
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	34,071,457	27,846,585
未払受託者報酬	1,152,677	1,177,612
未払委託者報酬	28,816,792	29,440,323
その他未払費用	525,000	525,000
流動負債合計	64,565,926	58,989,520
負債合計		
	64,565,926	58,989,520
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	10,324,684,071	9,945,209,033
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,671,017,878	939,217,516
( 分配準備積立金 )	291,083	32,304,582
元本等合計	8,653,666,193	9,005,991,517
純資産合計		
	8,653,666,193	9,005,991,517
負債純資産合計		
	8,718,232,119	9,064,981,037

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第9期	第10期
	自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日	自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	64,842,768	62,538,001
受取利息	7,685	2,601
有価証券売買等損益	441,150,238	686,448,808
<b>営業収益合計</b>	<b>376,299,785</b>	<b>748,989,410</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	1,152,677	1,177,612
委託者報酬	28,816,792	29,440,323
その他費用	525,000	525,000
<b>営業費用合計</b>	<b>30,494,469</b>	<b>31,142,935</b>
<b>営業利益又は営業損失（ ）</b>	<b>406,794,254</b>	<b>717,846,475</b>
経常利益又は経常損失（ ）	406,794,254	717,846,475
<b>当期純利益又は当期純損失（ ）</b>	<b>406,794,254</b>	<b>717,846,475</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	24,767,285	19,617,516
<b>期首剰余金又は期首欠損金（ ）</b>	<b>1,313,577,496</b>	<b>1,671,017,878</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	62,921,894	66,611,932
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	62,921,894	66,611,932
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,263,850	5,193,944
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,263,850	5,193,944
分配金	34,071,457	27,846,585
<b>期末剰余金又は期末欠損金（ ）</b>	<b>1,671,017,878</b>	<b>939,217,516</b>



## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第9期 自平成20年9月11日 至平成21年3月10日	第10期 自平成21年3月11日 至平成21年9月10日
有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評価 にあたっては、当該投資信託受益証 券の基準価額に基づいて評価して おります。	投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

期別 項目	第9期 (平成21年3月10日現在)	第10期 (平成21年9月10日現在)
1. 期首元本額	10,807,275,542円	10,324,684,071円
期中追加設定元本額	35,093,412円	32,101,010円
期中一部解約元本額	517,684,883円	411,576,048円
2. 計算期間末日における 受益権の総数	10,324,684,071口	9,945,209,033口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 1,671,017,878円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 939,217,516円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第9期 自平成20年9月11日 至平成21年3月10日	第10期 自平成21年3月11日 至平成21年9月10日
分配金の計算 過程	計算期間末における一部解約に伴う 当期純損失金額分配後の配当等収益か ら費用を控除した額(34,355,984 円)、一部解約に伴う当期純損失金額 分配後の有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、信託約款に規定される収益調整 金(4,760,488円)及び分配準備積立 金(6,556円)より分配対象収益は 39,123,028円(1万口当たり37円)で あり、うち34,071,457円(1万口当たり 33円)を分配金額としております。	計算期間末における一部解約に伴う 当期純利益金額分配後の配当等収益か ら費用を控除した額(59,871,652 円)、一部解約に伴う当期純利益金額 分配後の有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填した額(0 円)、信託約款に規定される収益調整 金(4,586,390円)及び分配準備積立 金(279,515円)より分配対象収益は 64,737,557円(1万口当たり65円)で あり、うち27,846,585円(1万口当たり 28円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	第9期 (平成21年3月10日現在)		第10期 (平成21年9月10日現在)	
	貸借対照表 計上額(円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	8,620,647,314	415,694,551	8,969,934,655	663,477,043
合 計	8,620,647,314	415,694,551	8,969,934,655	663,477,043

## (デリバティブ取引に関する注記)

第 9期(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)及び

第10期(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)

該当する事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

第 9期(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)及び

第10期(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)

該当する事項はありません。

## (1口当たり情報)

第9期(平成21年3月10日現在)	第10期(平成21年9月10日現在)
1口当たり純資産額0.8382円 (1万口当たり純資産額8,382円)	1口当たり純資産額0.9056円 (1万口当たり純資産額9,056円)

## (重要な後発事象に関する注記)

第 9期(自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日)及び

第10期(自 平成21年3月11日 至 平成21年9月10日)

該当する事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第 1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

## 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (口数)	評 価 額 (円)	備考
投資信託 受益証券	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	395,113	3,593,552,735	
	PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド	591,136	5,376,381,920	
合 計		986,249	8,969,934,655	

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

[次へ](#)

## （参考情報）

ファンドは「PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンド」および「PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託受益証券です。

これらの投資信託受益証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

## PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンドの内容

## 損益計算書

科 目	期 別	自 平成19年11月 1日 至 平成20年10月31日
		金 額（千米ドル）
投資収益		
利息（外国税控除後）		1,635
配当（外国税控除後）		1
その他収益		28
収益合計		1,664
費用		
投資顧問報酬		0
管理事務報酬		0
利息費用		5
費用合計		5
投資純利益		1,659
実現 / 未実現純利益(損失)		
投資証券に係る実現純利益(損失)		4,755
先物契約、オプション及びスワップに係る実現純利益(損失)		(1,314)
外国通貨取引に係る実現純利益(損失)		(3,316)
投資証券に係る未実現利益(損失)の純変動額		(1,021)
先物契約、オプション及びスワップに係る未実現利益(損失)の純変動額		2,696
外貨建資産及び負債の換算に係る未実現利益(損失)の純変動額		(1,023)
純利益(損失)		777
運用の結果による資産の純増加(減少)額		2,436

## 組入れ資産の明細（平成21年9月10日現在）

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考
				千米ドル	千米ドル		

米ドル	地方債	WV TOB SETTLE FIN-A	7.47	100	70	2047/6/1	
	エ-ジ-ン-債	FED HOME LN MTGE NT (3MMM) FRN	0.40	1,500	1,500	2011/8/5	
		GECC GLBL FDIC GTD FRN	1.24	900	921	2011/12/9	
		JPMORGAN CHASE & CO GLBL FDIC GTD 3 FRN	0.99	520	526	2012/6/22	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC GL FDIC GTD FRN	1.05	300	306	2011/12/5	
		MORGAN STANLEY FDIC GTD FRN	0.96	300	303	2012/6/20	
		SBAP 2005-20J 1	5.09	225	237	2025/10/1	
		SBAP 2005-20B 1	4.63	66	69	2025/2/1	
		SBIC 2004-P10B 1 SEQ	4.75	37	38	2014/8/10	
		社債	ING BANK NV GLBL GOV GTD 144A	2.63	1,000	1,016	2012/2/9
			MACQUARIE BANK LTD GOV GTD 144A	2.60	1,000	1,017	2012/1/20
	RBS GOVT GTD 144A		2.63	1,000	1,015	2012/5/11	
	LEASEPLAN CORPORATION NV GOV GTD 144A		3.00	500	511	2012/5/7	
	COMMONWEALTH BANK AUST GOV GTD 144A FRN		1.11	400	398	2014/6/25	
	COMPUTER SCIENCES CORP GLBL SR UNSEC		6.50	400	432	2018/3/15	
	DANSKE BANK A/S GOV GTD FRN 144A		0.76	400	398	2012/5/24	
	GATX FIN INC NT		6.00	400	368	2018/2/15	
	NIPPON LIFE INSURANCE 4.875 08/09/2010		4.88	400	407	2010/8/9	
	BANK OF AMERICA CORP GLBL SR FRN		0.59	300	300	2009/11/6	
	COUNTRYWIDE FINL CORP GLBL CO GTD		5.80	300	314	2012/6/7	
	DOMINION RESOURCES INC FRN BD		1.66	300	302	2010/6/17	
	MARSH & MCLENNAN COS INC		5.75	300	309	2015/9/15	
	PACTIV CORP SR UNSUB		6.40	300	295	2018/1/15	
	PFIZER INC GLBL SR UNSECURED FRN		2.58	300	308	2011/3/15	
	ROCHE HLDGS INC CO GTD 144A FRN		2.39	300	308	2011/2/25	
	SVENSKA HANDELSBANKEN AB SR UNS 144AFRN		1.30	300	300	2012/9/14	
	VERIZON WIRELESS CAPITAL 144A FRN		3.03	300	310	2011/5/20	
	BARCLAYS BANK PLC SUB FRN		0.79	240	205	2017/3/23	
	ANZ NATIONAL INTL NZ 144A BK GTD		6.20	200	215	2013/7/19	
	AIG GLBL SR UNSECURED WI		8.25	200	153	2018/8/15	
	JOHN DEERE CAPITAL CORP SR UNSEC FRN		1.40	200	201	2011/6/10	
	HBOS PLC SUB NT 144A		6.75	200	169	2018/5/21	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK YANKEE FRN EMTN		0.83	200	184	2016/6/29	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK GOVGTD FRN 144A		1.05	200	199	2014/7/8	
	OHIO POWER COMPANY - IBC BD FRN		0.76	200	199	2010/4/5	
	ORACLE CORP FRN SR UNSEC		0.51	200	199	2010/5/14	
	UBS AG STAMFORD CT SR UNSEC DPNT		5.75	200	198	2018/4/25	
	CITIGROUP INC GLBL FRN		0.75	160	148	2012/3/16	
	AIG SR UNSEC FRN 144A		0.54	100	95	2010/1/29	
	AIG GLBL JR SUB DEBS WI	8.18	100	45	2068/5/15		
	BNP PARIBAS SR UNSEC FRN MTN	0.78	100	99	2010/6/4		
BEAR STEARNS CO INC GLBL SR UNSEC	7.25	100	114	2018/2/1			
FPL GROUP CAPITAL INC FRN BD	1.49	100	100	2011/6/17			
GOLDMAN SACHS GROUP INC GLBL FRN SR UNS	1.06	100	92	2016/3/22			
JP MORGAN CHASE & CO GLBL SR NT	6.00	100	107	2018/1/15			
UBS AG STAMFORD CT SR NT DPNT	5.88	100	100	2017/12/20			
エ-ゲ-ジ-債	FNMA PASS THRU MTG #889996	5.50	1,825	1,907	2038/6/1		
	FNMA PASS THRU MTG #968117	6.00	889	940	2038/2/1		

FNMA PASS THRU MTG #946970	6.00	881	932	2037/10/1
FNMA PASS THRU MTG #899176	5.50	874	913	2037/2/1
FNMA PASS THRU MTG #971404	5.50	826	863	2038/4/1
FNMA PASS THRU MTG #919073	5.50	450	470	2037/4/1
CWHL 2005-HYB9 3A2A 12MLIB+175	5.25	424	285	2036/2/20
WBCMT 2006-WL7A A1 1MLIB+9 144A	0.36	398	310	2021/9/15
FNMA PASS THRU MTG #969303	5.50	398	415	2038/1/1
NAA 2005-AR5 2A1	5.05	294	176	2035/10/25
FNMA PASS THRU MTG #953014	6.00	263	279	2037/10/1
FNMA PASS THRU MTG #972188	5.50	263	275	2038/3/1
FNW 2004-W12 1A1 WM31 WC6.26	6.00	257	269	2044/7/25
GPMF 2006-AR6 A1A 1MLIB+8	0.35	250	214	2046/10/25
BSCMS 2006-BBA7 A1 144A 1ML+11	0.38	213	175	2019/3/15
FNMA PASS THRU DWARF #254807	5.00	192	199	2013/7/1
FNMA PASS THRU MTG #945845	6.00	184	194	2037/8/1
CWHL 2005-R2 1AF1 1ML+34 144A	0.61	183	124	2035/6/25
FNMA PASS THRU MTG #904606	6.00	179	189	2036/12/1
WAMU 2003-R1 A1 1MLIB+27	0.81	155	109	2027/12/25
CWALT 2006-HY12 A1 WM36 WC6.5154	6.13	143	135	2036/8/25
FNMA PASS THRU MTG #983471	5.50	125	130	2038/5/1
WAMU 2005-AR15 A1A1 1MLIB+26	0.53	120	69	2045/11/25
CMLT1 2005-3 2A2A WM35 WC5.0453	4.67	114	87	2035/8/25
FNMA PASS THRU MTG #956260	6.00	103	109	2037/11/1
SASC 2006-11 A1 FRN WC35WC5.1284	3.97	103	68	2035/10/25
CGCMT 2007-C6 A4 WM16 WC5.7312	5.89	100	84	2049/12/10
MSSTR 2005-1 2A1 WM16 WC6.453	6.20	84	82	2017/9/25
FNMA PASS THRU MTG #985889	5.50	81	85	2038/8/1
CWHL 2005-11 3A1 COF111+185	3.23	73	29	2035/4/25
FNMA PASS THRU MTG #952662	6.00	68	72	2037/7/1
LBFR 2006-LLFA A1 144A 1MLIB+8	0.35	65	58	2021/9/15
FNR 2005-120 NF 1MLIB+10	0.37	62	61	2021/1/25
FSPC T-61 1A1 12MTA+140	2.61	60	59	2044/7/25
FNGT 2004-T3 1A1 WM30 WC6.63	6.00	59	63	2044/2/25
DBALT 2006-AB4 A1B1 SEQ 1MLIB+10	0.37	56	50	2036/10/25
FNR 2003-34 A1 WM29 WC7.54	6.00	39	42	2043/4/25
WFBS 2006-AR8 1A1 ARM	4.42	32	28	2036/4/25
FH ARM #1B2315 1YRLIB+177.8 10.4	3.60	26	26	2035/9/1
MRFC 2001-TBC1-A1 1MLIB+35	0.62	24	18	2031/11/15
FNMA PASS THRU MTG #919624	5.50	21	22	2037/8/1
CWHL 2004-25 1A1 AS ARM 1MLIB+33	0.60	19	10	2035/2/25
FNR 1994-77 FB SEQ 1MLIB+150	1.81	17	17	2024/4/25
HVMLT 2003-1 A ARM WM33 WC5.1757	4.30	16	14	2033/5/19
FN ARM 802467 1YRLIB+178 10.23	5.04	14	14	2034/11/1
MLMI 2003-A2 1A1 ARM WM32 WC 5.263	4.44	13	11	2033/2/25
GNR 1999-30 FA 1MLIB+40	0.67	12	12	2029/4/16
FNR 1999-37 F 1MLIB+40	0.67	11	11	2029/6/25
CWHL 2004-16 PT 1MLIB+38 1A4A	0.65	10	6	2034/9/25
SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	0.63	8	5	2034/3/19

		HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	0.65	5	4	2034/2/19
		CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.50	4	4	2033/4/25
		FNMA TBA 6.00% OCT	6.00	2,200	2,317	2039/10/14
		FNMA TBA 5.50% OCT	5.50	4,000	4,159	2039/10/14
	アセットバック債	DCAT 2008-B A2B 1MLIB+93	1.18	276	276	2011/7/8
		ABFC 2004-OPT5 A1 1MLIB+35	0.62	230	151	2034/6/25
		SASC 2005-7XS 2A1A 1MLIB+150	4.90	195	115	2035/4/25
		SBIHE 2006-1 1A2A 144A 1MLIB+17	0.44	146	128	2036/8/25
		FORDO 2008-C A2B 1MLIB+90BP	1.17	87	88	2011/1/15
		FFML 2006-FF15 A3 1MLIB+5	0.32	68	66	2036/11/25
		HFCHC 2004-1 A 1MLIB+35	0.62	49	42	2033/9/20
		RAMC 2003-3 A 1MLIBOR+50	0.77	36	23	2033/12/25
		FSPC T-32 A1 1ML +13BP	0.53	10	8	2031/8/25
		CWL 2006-SD1 A1 1ML+16 144A	0.43	9	9	2036/2/25
		BSABS 2002-1 2A AFC 1MLIB+32	0.91	8	5	2034/12/25
		CWL 2001-BC3 A 1MLIB+24	0.75	2	1	2031/12/25
		CITHE 2002-1 AV 1MLIB+29	0.56	2	1	2033/3/25
		ARC 2002-BC4-A 1MOLIB+29	0.56	1	0	2032/7/25
	CD	SAN PAOLO IMI NY BRANCH FRN YCD	0.95	200	199	2010/6/9
	レポ	U S MTGE REPO	0.17	3,400	3,400	2009/9/10
				24,785	23,920	
小計					(2,194,846)	
				千円	千円	
日本円	国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#24	0.73	800,000	795,706	2018/9/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#11	0.41	560,000	552,953	2016/3/21
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#48	1.25	500,000	516,575	2023/5/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#45	1.00	475,000	475,282	2022/5/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#33	0.30	360,000	341,131	2020/3/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#19	0.59	300,000	292,826	2017/11/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#36	0.35	300,000	284,703	2020/9/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#29	0.39	290,000	276,938	2019/7/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#37	0.70	190,000	183,733	2020/11/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#10	0.64	160,000	158,544	2015/12/21
	イ-シェア債	KFW GOVT GTD GLBL	0.20	144,000	142,337	2011/8/8
		GENERAL ELEC CAP CORP FDIC GTD EMTN	0.78	100,000	99,782	2012/3/5
		KFW GOV GTD GLBL	1.85	40,000	40,542	2010/9/20
		ONTARIO (PROVINCE OF) GLBL EMTN	1.88	15,000	15,040	2010/1/25
	社債	EUROPEAN INVESTMENT BANK GLBL SR UNSEC	0.27	180,000	178,182	2011/9/21
		KOOKMIN BANK EMTN 3ML+16	0.64	10,000	9,606	2010/6/25
	モーゲージ債	JLOC 37X A1 REGS 3MJY+22	0.66	18,774	17,732	2015/1/15
		JLOC 36A A1 3MJPY+26 144A	0.66	6,843	6,499	2016/2/16
小計				4,449,617	4,388,116	
				千英ポンド	千英ポンド	
英ポンド	社債	NORINCHUKIN FIN (CAYMAN) EMTN	5.63	370	366	2016/9/28
		DNB NOR BANK ASA	4.88	100	89	2049/1/29
				470	455	
小計					(69,259)	

			千ユーロ	千ユーロ	
ユーロ	社債	FORTIS BANK NED HOLDING GOV GTD BK EMTN	1.74	500	502
		RESONA BANK LTD FRN REGS****TENDER****	4.13	210	186
		BANK OF TOKYO-MITSUB EMTN	3.50	200	200
		BTM CURACAO HLDG NV EMTN FRN	3.50	100	98
	モーゲージ債	HFP 9 3A1 3MEUR+10	1.10	400	396
小計				1,410	1,385
					(185,404)
カナダドル	社債	BEAR STEARNS CO INC SR UNSEC FRN PR	0.56	100	99
		HSBC FINANCE CORP LTD MTN CO GTD FRN	0.65	100	97
小計				200	197
					(16,871)
豪ドル	社債	SHINHAN BANK FRN	3.70	500	486
小計				500	486
					(38,642)
合計					千円 6,893,142

(注1)データ提供元：PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）

(注2)通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算金額（千円）で、現地2009年9月9日現在のデータを、WM Companyが提供する為替レート（1米ドル=91.755円、1ユーロ=133.7924円、1英ポンド=152.0058円、1カナダドル=85.2860円、1豪ドル=79.4277円）で邦貨換算したものです。

(注3)金額の単位未満は切り捨てています。

## PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンドの内容

### 損益計算書

科目	期別	自平成19年11月1日 至平成20年10月31日
		金額（千米ドル）
投資収益		
利息（外国税控除後）		2,725
配当（外国税控除後）		2
その他収益		37
収益合計		2,764
費用		
投資顧問報酬		0
管理事務報酬		0
利息費用		33
費用合計		33
投資純利益		2,731
実現 / 未実現純利益(損失)		
投資証券に係る実現純利益(損失)		7,318



先物契約、オプション及びスワップに係る実現純利益(損失)	(2,218)
外国通貨取引に係る実現純利益(損失)	(4,807)
投資証券に係る未実現利益(損失)の純変動額	(1,390)
先物契約、オプション及びスワップに係る未実現利益(損失)の純変動額	4,458
外貨建資産及び負債の換算に係る未実現利益(損失)の純変動額	(1,714)
純利益(損失)	1,647
運用の結果による資産の純増加(減少)額	4,378

## 組入れ資産の明細(平成21年9月10日現在)

通貨	種類	銘柄名	利率	券面総額	評価額	償還日	備考
				千米ドル	千米ドル		
米ドル	地方債	CA GOLDEN TOB SR-A-1	5.75	100	76	2047/6/1	
		WV TOB SETTLE FIN-A	7.47	90	63	2047/6/1	
	エージェンシー債	FED HOME LN MTGE NT (3MMM) FRN	0.40	2,500	2,501	2011/8/5	
		JPMORGAN CHASE & CO GLBL FDIC GTD 3 FRN	0.99	780	789	2012/6/22	
		GECC GLBL FDIC GTD FRN	1.24	500	511	2011/12/9	
		GOLDMAN SACHS GROUP INC GL FDIC GTD FRN	1.05	500	510	2011/12/5	
		MORGAN STANLEY FDIC GTD FRN	0.96	500	505	2012/6/20	
		EXPORT-IMPORT BK KOREA GLBL FRN	0.68	300	290	2010/11/16	
		SBAP 2005-20B 1	4.63	132	138	2025/2/1	
		SBIC 2004-P10B 1 SEQ	4.75	37	38	2014/8/10	
	社債	COMMONWEALTH BANK AUST GOV GTD 144A FRN	0.93	1,000	997	2013/7/12	
		ING BANK NV GLBL GOV GTD 144A	2.63	900	914	2012/2/9	
		NIPPON LIFE INSURANCE 4.875 08/09/2010	4.88	650	662	2010/8/9	
		DANSKE BANK A/S GOV GTD FRN 144A	0.76	600	598	2012/5/24	
		GATX FIN INC NT	6.00	600	553	2018/2/15	
		LEASEPLAN CORPORATION NV GOV GTD 144A	3.00	500	511	2012/5/7	
		MACQUARIE BANK LTD GOV GTD 144A	2.60	500	508	2012/1/20	
		WACHOVIA CORP FRN SR NT	0.63	500	485	2012/4/23	
		AMERICAN EXPRESS BK FSB SR UNS BKNT FRN	0.35	400	391	2010/7/13	
		COMMONWEALTH BANK AUST GOV GTD 144A FRN	1.11	400	398	2014/6/25	
		COMPUTER SCIENCES CORP GLBL SR UNSEC	6.50	400	432	2018/3/15	
		HBOS PLC SUB NT 144A	6.75	400	338	2018/5/21	
		HSBC FINANCE CORP FRN MTN1	0.71	400	397	2010/5/10	
		MARSH & MCLENNAN COS INC	5.75	400	412	2015/9/15	
		PACTIV CORP SR UNSUB	6.40	400	394	2018/1/15	
		RBS GOVT GTD 144A	2.63	400	406	2012/5/11	
		BARCLAYS BANK PLC SUB FRN	0.79	360	308	2017/3/23	
		COUNTRYWIDE FINL CORP GLBL CO GTD FRN	0.91	300	284	2012/5/7	
		JOHN DEERE CAPITAL CORP SR UNSEC FRN	1.40	300	301	2011/6/10	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK YANKEE FRN EMTN	0.83	300	277	2016/6/29	

	NATIONAL AUSTRALIA BANK GOVGTD FRN 144A	1.05	300	299	2014/7/8
	TIME WARNER INC FRN	0.68	300	300	2009/11/13
	WACHOVIA CORP SR UNSECURED MTN FRN	2.25	250	252	2013/5/1
	CITIGROUP INC GBL FRN	0.75	240	222	2012/3/16
	HSBC FINANCE CORP GBL FRN	0.56	220	219	2009/10/21
	AIG SR UNSEC FRN 144A	0.54	200	190	2010/1/29
	ANZ NATIONAL INTL NZ 144A BK GTD	6.20	200	215	2013/7/19
	AIG GBL JR SUB DEBS WI	8.18	200	91	2068/5/15
	BNP PARIBAS SR UNSEC FRN MTN	0.78	200	199	2010/6/4
	DAIMLERCHRYSLER NA HLDG MTN	5.75	200	209	2011/9/8
	FPL GROUP CAPITAL INC FRN BD	1.49	200	201	2011/6/17
	JP MORGAN CHASE & CO GBL SR NT	6.00	200	215	2018/1/15
	ORACLE CORP FRN SR UNSEC	0.51	200	199	2010/5/14
	PFIZER INC GBL SR UNSECURED FRN	2.58	200	205	2011/3/15
	ROCHE HLDGS INC CO GTD 144A FRN	2.39	200	205	2011/2/25
	SVENSKA HANDELSBANKEN AB SR UNS 144AFRN	1.30	200	200	2012/9/14
	UBS AG STAMFORD CT SR UNSEC DPNT	5.75	200	198	2018/4/25
	BEAR STEARNS CO INC GBL SR UNSEC	7.25	150	171	2018/2/1
	DOMINION RESOURCES INC FRN BD	1.66	100	100	2010/6/17
	GOLDMAN SACHS GROUP INC SR UNSEC FRN	0.70	100	99	2010/6/28
	GOLDMAN SACHS GROUP INC GBL FRN SR UNS	1.06	100	92	2016/3/22
	MIZUHO FINANCE (CAYMAN) BK GTD	8.38	100	100	2049/1/29
	UBS AG STAMFORD CT SR NT DPNT	5.88	100	100	2017/12/20
	VERIZON WIRELESS CAPITAL 144A FRN	3.03	100	103	2011/5/20
	UBS AG STAMFORD CT NT FRN 144A	1.53	80	79	2010/6/19
モーゲージ債	FNMA PASS THRU MTG #725425	5.50	4,803	5,040	2034/4/1
	FNMA PASS THRU MTG #950977	6.00	2,342	2,479	2037/10/1
	GNMA PASS THRU SGL FAML #617851X	6.00	1,629	1,725	2037/12/15
	FNMA PASS THRU MTG #555531	5.50	1,456	1,527	2033/6/1
	FNMA PASS THRU MTG #735224	5.50	1,240	1,301	2035/2/1
	FNMA PASS THRU MTG #947200	6.00	783	829	2037/10/1
	FNMA PASS THRU MTG #922621	6.00	698	740	2036/12/1
	FNMA PASS THRU MTG #952279	6.00	613	649	2037/9/1
	FNMA PASS THRU MTG #938448	6.00	583	617	2037/7/1
	FNMA PASS THRU MTG #902110	6.00	368	390	2036/10/1
	WAMU 2005-AR13 A1A 1MLIB+29	0.56	350	188	2045/10/25
	FNMA PASS THRU MTG #903779	6.00	341	361	2036/11/1
	FNMA PASS THRU MTG #254514	5.50	334	350	2032/11/1
	MLCC 2005-2 3A 1MLIB+100	1.27	329	285	2035/10/25
	WAMU 2003-R1 A1 1MLIB+27	0.81	233	163	2027/12/25
	CMLTI 2005-3 2A2A WM35 WC5.0453	4.67	228	174	2035/8/25
	BSCMS 2006-BBA7 A1 144A 1ML+11	0.38	213	175	2019/3/15
	FNMA PASS THRU MTG #995023	5.50	210	220	2037/8/1
	CGCMT 2007-C6 A4 WM16 WC5.7312	5.89	200	169	2049/12/10
	COMM 2006-CN2A A2FL 1ML+22 144A	0.47	200	149	2019/2/5
	CWALT 2006-HY12 A1 WM36 WC6.5154	6.13	191	180	2036/8/25
	CWHL 2005-R2 1AF1 1ML+34 144A	0.61	183	124	2035/6/25
	FNR 2007-73 A1 1MLIB+6	0.33	155	140	2037/7/25

	FNMA PASS THRU MTG #878337	6.00	145	153	2036/12/1
	MSSTR 2005-1 2A1 WM16 WC6.453	6.20	140	138	2017/9/25
	CWHL 2005-11 3A1 COFI11+185	3.23	122	48	2035/4/25
	FSPC T-61 1A1 12MTA+140	2.61	100	99	2044/7/25
	FNMA PASS THRU MTG #887172	6.00	89	94	2036/11/1
	BSSP 2007-R6 2A1 ARM	5.71	77	48	2046/12/26
	WFMS 2006-AR8 1A1 ARM	4.42	65	57	2036/4/25
	FNMA PASS THRU MTG #929841	6.00	60	63	2038/8/1
	FNMA PASS THRU MTG #995022	5.50	52	55	2037/8/1
	SARM 2004-4 3A2 ARM WM34 WC5.38	3.76	45	39	2034/4/25
	CSFB 2003-AR20 2A1 ARM WM33 WC5.0408	3.89	39	36	2033/8/25
	CWHL 2004-25 1A1 AS ARM 1MLIB+33	0.60	38	21	2035/2/25
	MRFC 2001-TBC1-A1 1MLIB+35	0.62	36	27	2031/11/15
	FNR 1994-77 FB SEQ 1MLIB+150	1.81	34	34	2024/4/25
	WAMU 2002-AR2 A D11COF+125BP	2.85	34	30	2034/2/27
	HVMLT 2003-1 A ARM WM33 WC5.1757	4.30	24	22	2033/5/19
	GNR 1999-30 FA 1MLIB+40	0.67	19	19	2029/4/16
	FNMA PASS THRU MTG #901079	6.00	18	19	2036/8/1
	FNR 1999-37 F 1MLIB+40	0.67	17	17	2029/6/25
	SARM 2004-1 4A1 WM34 WC5.5718 ARM	3.78	17	14	2034/2/25
	GSR 2003-1 A2 1YRCMT+175	4.51	15	14	2033/3/25
	FN ARM 802467 1YRLIB+178 10.23	5.04	14	14	2034/11/1
	FHASI 2003-AR2 2A1 ARM WM33 WC5.0175	3.15	10	10	2033/7/25
	WAMU 2003-AR5 A7 ARM WM33 WC 4.9155	2.91	10	9	2033/6/25
	CWHL 2004-12 11A1 ARM WM34 WC6.4130	4.00	8	5	2034/8/25
	SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	0.63	8	5	2034/3/19
	CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.50	6	5	2033/4/25
	HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	0.65	5	4	2034/2/19
	GNMA I TBA 6.00% SEP	6.00	1,000	1,057	2039/9/22
	FNMA TBA 6.00% OCT	6.00	5,900	6,214	2039/10/14
	FNMA TBA 5.50% OCT	5.50	8,200	8,526	2039/10/14
アセットバック債	DCAT 2008-B A2B 1MLIB+93	1.18	184	184	2011/7/8
	CWL 2006-24 2A1 1MLIB+5	0.32	180	170	2047/6/25
	FORDO 2008-C A2B 1MLIB+90BP	1.17	175	176	2011/1/15
	SLMA 2006-8 A2 3MLIB+0	0.50	145	144	2016/10/25
	FRNK 2008-A A2 1MLIB+100	1.27	140	140	2011/10/20
	SABR 2007-NC2 A2A 1MLIB+4	0.31	136	119	2037/1/25
	MABS 2006-HE5 A1 1MLIB+6	0.33	90	86	2036/11/25
	RAMC 2003-3 A 1MLIBOR+50	0.77	73	47	2033/12/25
	HFCHC 2004-1 A 1MLIB+35	0.62	65	56	2033/9/20
	FSPC T-32 A1 1ML +13BP	0.53	16	13	2031/8/25
	CWL 2006-SD1 A1 1ML+16 144A	0.43	14	14	2036/2/25
	BSABS 2002-1 2A AFC 1MLIB+32	0.91	8	5	2034/12/25
	CWL 2001-BC3 A 1MLIB+24	0.75	2	1	2031/12/25
	CITHE 2002-1 AV 1MLIB+29	0.56	2	1	2033/3/25
	ARC 2002-BC4-A 1MOLIB+29	0.56	1	0	2032/7/25
	RAMC 2002-2-A 1MOLIB+35	0.97	0	0	2032/8/25
CD	SAN PAOLO IMI NY BRANCH FRN YCD	0.95	200	199	2010/6/9

	米	U S MTGE REPO	0.17	6,200	6,200	2009/9/10
		U S MTGE REPO	0.17	2,000	2,000	2009/9/10
小計				33,181	32,346	
					(2,967,912)	
				千円	千円	
日本円	国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#24	0.73	1,140,000	1,133,881	2018/9/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#11	0.41	840,000	829,430	2016/3/21
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#48	1.25	800,000	826,520	2023/5/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#45	1.00	705,000	705,418	2022/5/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#29	0.39	540,000	515,677	2019/7/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#19	0.59	510,000	497,804	2017/11/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#33	0.30	480,000	454,842	2020/3/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#36	0.35	400,000	379,604	2020/9/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#37	0.70	280,000	270,765	2020/11/20
		JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#10	0.64	230,000	227,907	2015/12/21
	エ-ン-シ-債	KFW GOVT GTD GLBL	0.20	206,000	203,622	2011/8/8
		QUEBEC PROVINCE EMTN JPY	3.88	100,000	104,540	2011/9/26
		KFW GOV GTD GLBL	1.85	50,000	50,677	2010/9/20
		ONTARIO (PROVINCE OF) GLBL EMTN	1.88	18,000	18,048	2010/1/25
	社債	EUROPEAN INVESTMENT BANK GLBL SR UNSEC	0.27	310,000	306,869	2011/9/21
		KOOKMIN BANK EMTN 3ML+16	0.64	20,000	19,213	2010/6/25
	モ-ガ-シ-債	JLOC 37X A1 REGS 3MJY+22	0.66	25,032	23,642	2015/1/15
		JLOC 36A A1 3MJPY+26 144A	0.66	13,686	12,998	2016/2/16
小計				6,667,718	6,581,465	
				千英ポンド	千英ポンド	
英ポンド	社債	NORINCHUKIN FIN (CAYMAN) EMTN	5.63	280	277	2016/9/28
		DNB NOR BANK ASA	4.88	50	44	2049/1/29
				330	321	
小計					(48,926)	
				千ユーロ	千ユーロ	
ユーロ	社債	RESONA BANK LTD FRN REGS***TENDER****	4.13	360	320	2049/9/29
		BANK OF TOKYO-MITSUB EMTN	3.50	300	301	2015/12/16
		BANK OF AMERICA CORP SUB NT EMTN	4.75	300	259	2017/5/23
		SUMITOMO MITSUI BANKING REGS	4.38	270	230	2049/7/29
		RESONA BANK LTD EMTN	3.75	250	250	2015/4/15
		BTM CURACAO HLDG NV EMTN FRN	3.50	100	98	2015/4/19
		GROUPE BPCE	6.12	100	65	2049/10/29
		GAZPROM 144A	5.88	100	97	2015/6/1
				1,780	1,623	
小計					(217,235)	
				千カナダドル	千カナダドル	
カナダドル	社債	BEAR STEARNS CO INC SR UNSEC FRN PR	0.56	100	99	2009/10/2
		HSBC FINANCE CORP LTD MTN CO GTD FRN	0.65	100	97	2012/5/3
	アセットバック債	MASTER CREDIT CARD TRUST NT	5.30	100	107	2012/8/21
				300	305	
小計					(26,019)	
				千豪ドル	千豪ドル	

豪ドル	モーゲージ債	APLLO 2009-1 A2 BBSW1M+90	4.09	600	601	2040/10/3
		MAXIS 2009-1 A1 1MLIB+175	0.00	500	500	2041/9/12
		CRGT 2006-1 A3	3.29	203	194	2038/7/20
		PUMAM P11 A REG S 1MBBSW1M+21	3.37	171	166	2037/8/22
		SMHL 2005-2 A BBSW1M+17 REGS	3.32	130	126	2036/8/12
		PUMA P10 AA 1MAUD+26 REGS P10	3.41	116	113	2036/7/12
小計				1,721	1,702	
					(135,187)	
合計					千円	
					9,976,746	

(注1)データ提供元：PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)

(注2)通貨種類毎の小計欄の( )内は邦貨換算金額(千円)で、現地2009年9月9日現在のデータを、WM Companyが提供する為替レート(1米ドル=91.755円、1ユーロ=133.7924円、1英ポンド=152.0058円、1カナダドル=85.2860円、1豪ドル=79.4277円)で邦貨換算したものです。

(注3)金額の単位未満は切り捨てています。

## 2【ファンドの現況】

### 純資産額計算書

（平成21年9月30日現在）

資産総額	9,069,310,156 円
負債総額	3,441,911 円
純資産総額（ - ）	9,065,868,245 円
発行済口数	9,969,863,618 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9093 円

## 第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 平成16年 7 月30日 至 平成17年 3 月10日	17,618,984,655 (0)	1,402,415,940 (0)	16,216,568,715 (0)
第2期	自 平成17年 3 月11日 至 平成17年 9 月12日	8,024,771,266 (0)	2,831,316,024 (0)	21,410,023,957 (0)
第3期	自 平成17年 9 月13日 至 平成18年 3 月10日	1,302,328,035 (0)	5,519,175,845 (0)	17,193,176,147 (0)
第4期	自 平成18年 3 月11日 至 平成18年 9 月11日	210,267,150 (0)	4,425,304,357 (0)	12,978,138,940 (0)
第5期	自 平成18年 9 月12日 至 平成19年 3 月12日	43,139,147 (0)	837,157,227 (0)	12,184,120,860 (0)
第6期	自 平成19年 3 月13日 至 平成19年 9 月10日	48,197,320 (0)	819,648,097 (0)	11,412,670,083 (0)
第7期	自 平成19年 9 月11日 至 平成20年 3 月10日	43,732,674 (0)	565,640,148 (0)	10,890,762,609 (0)
第8期	自 平成20年 3 月11日 至 平成20年 9 月10日	40,907,127 (0)	124,394,194 (0)	10,807,275,542 (0)
第9期	自 平成20年 9 月11日 至 平成21年 3 月10日	35,093,412 (0)	517,684,883 (0)	10,324,684,071 (0)
第10期	自 平成21年 3 月11日 至 平成21年 9 月10日	32,101,010 (0)	411,576,048 (0)	9,945,209,033 (0)

(注1) ( )内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には、当初募集期間の数字を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

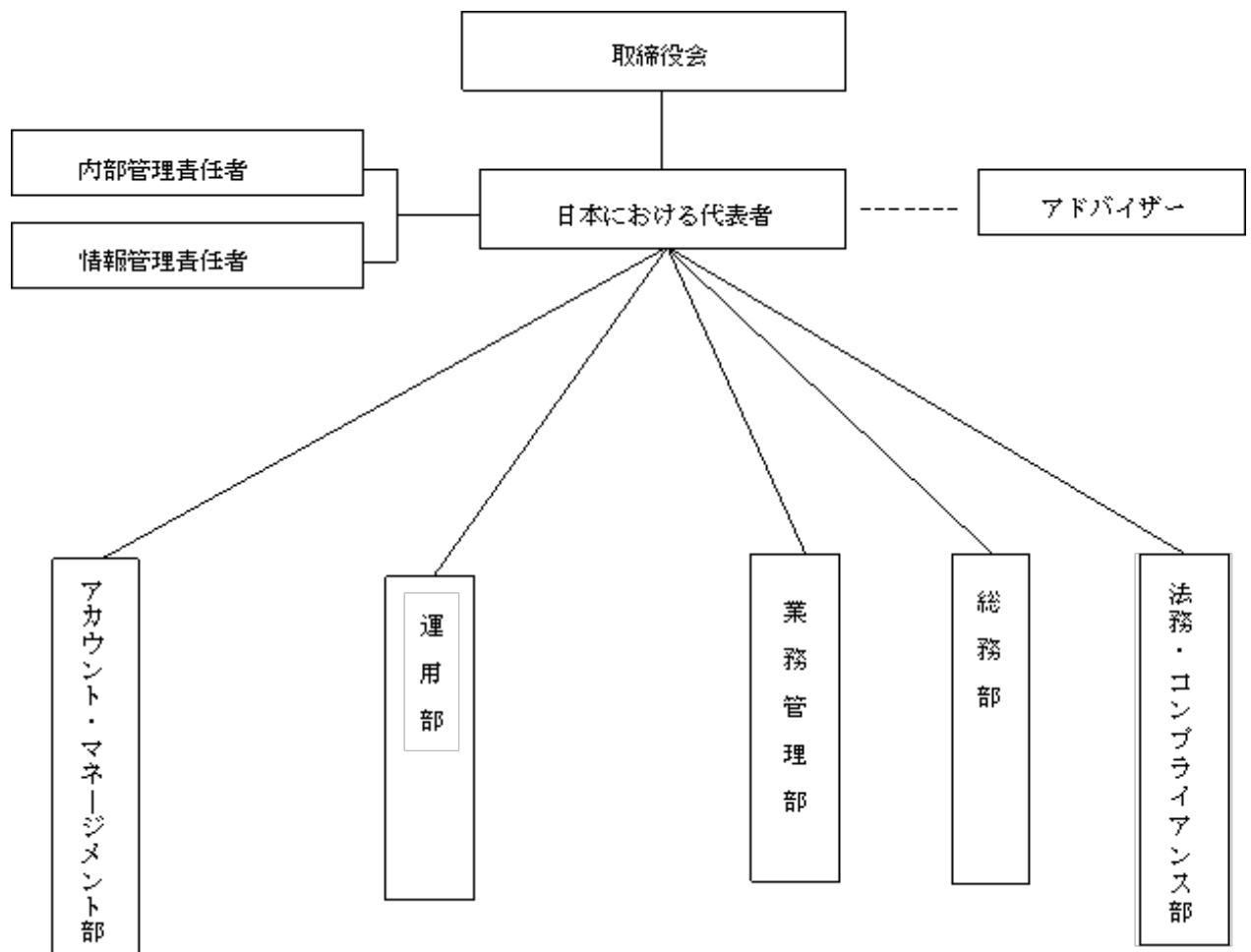
#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成21年9月30日現在	資本金	13,411,674.44米ドル (約12.0億円)
	発行株式総数	13,000,000株
	発行済株式総数	13,000,000株
	直近5年間における主な資本金の額の増減：	該当事項なし

##### (2) 委託会社の機構

##### 組織図



##### 組織各部の業務内容

部	担当業務
---	------

アカウント・マネージメント部（年金・法人チーム）	年金基金・機関投資家等への営業 運用の報告 コンサルティング会社との連絡・協議ならびに機関投資家等への情報提供及びコンサルタント業務 等
（投信チーム）	投資信託に係る商品の企画・立案 投資信託の販売会社等との渉外・連絡 投資信託の募集・販売の促進及び広報活動 投資信託商品に関する情報提供・コンサルタント業務 運用の報告 等
運用部	投資運用業に係る信託財産の運用の立案・実施 運用手法・運用モデルの研究・開発 運用戦略及び投資判断のための情報収集及び企業訪問 投資助言の提供 等
業務管理部	官庁・協会等への報告 受託銀行との渉外・連絡 投資信託の受益権の管理 投資信託の設定・解約・償還に係る業務 信託財産の計理、帳簿書類の作成・管理 売買発注管理業務 運用報告書等の作成・送付 投資信託に係る商品の企画・立案 投資信託にかかる有価証券届出書、目論見書等の作成及び信託契約の締結 関係会社に対する情報提供・コンサルタント業務 等
法務・コンプライアンス部	法令、諸規則等の遵守状況の管理 官庁・協会等との渉外・連絡及び申請、届出・報告 運用実績の考査 各部門の業務運営が適法になされているかの監督・指導 営業用資料・目論見書等のレビュー 金融商品取引業に係る契約の締結 トレード・コンプライアンス及びポートフォリオ・コンプライアンスに係る業務 契約書及び法務関連書類の作成、交渉及び審査 内部監査に関する業務 等
総務部	経理に関する業務 総務に関する業務 人事に関する業務 システムに関する業務 等

#### 管理体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名の取締役で構成されております。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

#### 運用体制

当社は、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）との連携のもと、債券に特化した運用を行っております。具体的には、運用に関する各種調査および分析を行った上で、債券投資戦略を策定、かかる戦略に基づきポートフォリオの構築



ならびに売買の執行を行っております。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っています。

平成21年9月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計17本（追加型株式投資信託17本）であり、純資産の総額は258,445百万円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。  
 なお、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。  
 また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年4月31日）及び当事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

#### (1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 平成20年3月31日現在	当事業年度 平成21年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金	132	163
預金	2,248,073	1,521,468
前払費用	40,653	55,417
未収委託者報酬	153,549	134,686
未収運用受託報酬	2,996,922	2,287,126
未収投資助言報酬	-	82,260
未収消費税等	-	20,041
繰延税金資産	345,388	481,762
その他	1,434	5,091
<b>流動資産計</b>	<b>5,786,151</b>	<b>4,588,019</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	*1 200,219	*1 182,665
器具備品	*1 108,929	*1 89,176
<b>有形固定資産計</b>	<b>309,148</b>	<b>271,842</b>
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	689	688
ソフトウェア	*1 2,414	*1 1,888
<b>無形固定資産計</b>	<b>3,103</b>	<b>2,577</b>

投資その他の資産		
投資有価証券	9,839	9,108
敷金保証金	181,741	178,439
供託金	25,616	500
預託金	1,000	1,000
繰延税金資産	301,458	343,552
投資その他の資産計	519,654	532,599
固定資産計	831,904	807,019
資産合計	6,618,056	5,395,039
負債の部		
流動負債		
預り金	75,721	56,387
未払金		
未払手数料	1,526,139	972,450
その他未払金	56,894	62,686
未払費用	563,031	925,501
未払法人税等	450,000	168,631
未払消費税等	88,244	-
賞与引当金	351,630	271,908
流動負債計	3,111,660	2,457,564
固定負債		
賞与引当金	-	111,319
退職給付引当金	631,795	710,250
役員退職慰労引当金	217,274	270,886
固定負債計	849,069	1,092,456
負債合計	3,960,730	3,550,021
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,596,975	1,596,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,060,446	248,571
利益剰余金計	1,060,446	248,571
株主資本計	2,657,422	1,845,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	95	529
評価・換算差額等合計	95	529

純資産合計	2,657,326	1,845,017
負債・純資産合計	6,618,056	5,395,039

(2) 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
営業収益		
委託者報酬	1,011,266	581,472
運用受託報酬	8,510,049	6,689,543
投資助言報酬	79,548	299,235
その他営業収益	2,077,488	1,625,108
営業収益計	11,678,352	9,195,361
営業費用		
支払手数料	6,006,718	4,269,457
広告宣伝費	37,493	25,365
調査費	62,546	73,267
営業雑経費		
通信費	22,666	20,317
印刷費	23,348	11,470
協会費	10,020	9,550
諸会費	2,722	2,361
営業費用計	6,165,514	4,411,790
一般管理費		
給料		
役員報酬	* 1 1,109,793	* 1 1,206,784
給与・手当	882,876	1,097,018
賞与	192,931	22,454
賞与引当金繰入額	425,721	646,089
その他給与	53,313	114,515
法定福利費	120,564	101,773
福利厚生費	9,064	15,349
交際費	27,589	23,048
旅費交通費	126,212	118,215
租税公課	43,416	25,345
不動産賃借料	201,681	204,888
退職給付費用	181,760	137,898

退職金	-	43,192
役員退職慰労引当金繰入	608	368
固定資産減価償却費	42,283	41,497
消耗品費	24,568	32,011
支払報酬	208,618	187,130
採用費	25,858	13,156
諸経費	211,431	175,601
一般管理費計	3,888,286	4,206,339
営業利益	1,624,551	577,231
営業外収益		
受取利息	41,275	13,137
雑収入	621	964
営業外収益計	41,896	14,102
営業外費用		
為替差損	44,241	125,690
営業外費用計	44,241	125,690
経常利益	1,622,206	465,643
特別損失		
前期損益修正損	*2 63,072	-
固定資産除却損	21	471
特別損失計	63,092	471
税引前当期純利益	1,559,114	465,172
法人税、住民税及び事業税	796,340	455,219
法人税等調整額	168,484	178,172
当期純利益	594,290	188,125

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,596,975	1,596,975
当期末残高	1,596,975	1,596,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		

前期末残高	1,466,155	1,060,446
当期中変動額		
剰余金の配当	1,000,000	1,000,000
当期純利益	594,290	188,125
当期中の変動額合計	405,710	811,875
当期末残高	1,060,446	248,571
株主資本合計		
前期末残高	3,063,131	2,657,422
当期中変動額		
剰余金の配当	1,000,000	1,000,000
当期純利益	594,290	188,125
当期中の変動額合計	405,710	811,875
当期末残高	2,657,422	1,845,547
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額		
前期末残高	-	95
当期中の変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額	95	434
当期中の変動額合計	95	434
当期末残高	95	529
純資産合計		
前期末残高	3,063,131	2,657,326
当期中変動額		
剰余金の配当	1,000,000	1,000,000
当期純利益	594,290	188,125
株主資本以外の項目の当期変動額	95	434
当期中の変動額合計	405,805	812,309
当期末残高	2,657,326	1,845,017

（注）当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であります。

#### 重要な会計方針

期別	前事業年度	当事業年度
項目	自 平成19年 4 月 1日 至 平成20年 3 月31日	自 平成20年 4 月 1日 至 平成21年 3 月31日

1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 其他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p>	<p>(1) 其他有価証券 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 10～15年 器具備品 4～8年</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定額法」によっております。これによる財務諸表に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(追加情報) なお、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定額法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 10～15年 器具備品 4～8年</p> <p>また、平成19年3月31日以前に取得したもののについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、翌期支給見込額の当期対応分を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p>

4 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(1) 資本金の円換算 当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、資本金は米国ドル建です。日本円を報告通貨とするにあたって、資本金は、日本支店への持込み時の為替レートにより円換算しています。なお、すべての事業活動は日本支店のみにて行われています。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(1) 資本金の円換算 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>
----------------------	--	---

## 表示方法の変更

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準（旧投資顧問業統一経理基準の制定について）」が改定されたことに伴い、区分表示をより明瞭にするため、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の運用受託報酬および投資顧問（助言）契約の投資助言報酬は、当事業年度においては「運用受託報酬」および「投資助言報酬」として区分して表示しております。</p> <p>なお、前事業年度における「運用受託報酬」及び「投資助言報酬」は、それぞれ7,555,529千円、20,703千円であります。</p>	

## 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度
-------	-------



平成20年 3月31日現在		平成21年 3月31日現在	
*1 減価償却累計額	千円	*1 減価償却累計額	千円
有形固定資産		有形固定資産	
建物	24,974	建物	43,877
器具備品	77,108	器具備品	98,390
無形固定資産		無形固定資産	
ソフトウェア	2,847	ソフトウェア	3,568
*2 授権株式数及び議決権の総数	株	*2 授権株式数及び議決権の総数	株
授権株式数	13,000,000	授権株式数	13,000,000
議決権の総数	13,000,000	議決権の総数	13,000,000
資本金の米国ドル額	13,411,674.44 ドル	資本金の米国ドル額	13,411,674.44 ドル

## ( 損益計算書関係 )

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
*1 役員報酬の範囲額 当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、役員報酬に限度額を設定しておりません。	*1 役員報酬の範囲額 同左
*2 前期損益修正損 過年度投資顧問料の修正損であります。	

## ( 株主資本等変動計算書関係 )

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
1. 発行済株式に関する事項 株式の種類 普通株式（株） 13,000,000	1. 発行済株式に関する事項 株式の種類 普通株式（株） 13,000,000
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。	2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

平成19年10月1日の決議により、親会社である Allianz Global Investors of America L.P. に対し、平成19年10月5日付けで10億円の配当金を支払いました。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

決議	平成20年10月1日 取締役会
株式の種類	普通株式
配当金の総額 (千円)	1,000,000
1株当たり配当額(円)	77
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年10月1日

## (リース取引関係)

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日						
該当事項はありません。	1.ファイナンス・リース取引 該当事項はありません。  2.オペレーティング・リース取引 未経過リース料(解約不能のもの)  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1年以内</td> <td>172,747 千円</td> </tr> <tr> <td>一年超</td> <td>259,121</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>431,869 千円</td> </tr> </table>	1年以内	172,747 千円	一年超	259,121	合計	431,869 千円
1年以内	172,747 千円						
一年超	259,121						
合計	431,869 千円						

## (有価証券関係)

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日								
その他有価証券で時価のあるもの。  <div style="text-align: right;">千円</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <th>取得原価</th> <th>貸借対照 表計上額</th> <th>差額</th> </tr> </table>	区分	取得原価	貸借対照 表計上額	差額	その他有価証券で時価のあるもの。  <div style="text-align: right;">千円</div> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区分</th> <th>取得原価</th> <th>貸借対照 表計上額</th> <th>差額</th> </tr> </table>	区分	取得原価	貸借対照 表計上額	差額
区分	取得原価	貸借対照 表計上額	差額						
区分	取得原価	貸借対照 表計上額	差額						

証券投資信託受益証券	10,000	9,839	161		証券投資信託受益証券	10,000	9,108	892
計	10,000	9,839	161		計	10,000	9,108	892

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日																				
1. 従業員に対する退職給付制度  (1) 採用している従業員退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。小規模企業のため、退職給付債務に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。  (2) 退職給付債務に関する事項 （平成20年 3月31日現在） <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">631,795</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">631,795</td> </tr> </table> (3) 退職給付費用に関する事項 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">181,760</td> </tr> </table>		千円	退職給付債務	631,795	退職給付引当金	631,795		千円	退職給付費用	181,760	1. 従業員に対する退職給付制度  (1) 採用している従業員退職給付制度の概要 同左  (2) 退職給付債務に関する事項 （平成21年 3月31日現在） <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">710,250</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">710,250</td> </tr> </table> (3) 退職給付費用に関する事項 <table style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">137,898</td> </tr> </table>		千円	退職給付債務	710,250	退職給付引当金	710,250		千円	退職給付費用	137,898
	千円																				
退職給付債務	631,795																				
退職給付引当金	631,795																				
	千円																				
退職給付費用	181,760																				
	千円																				
退職給付債務	710,250																				
退職給付引当金	710,250																				
	千円																				
退職給付費用	137,898																				

（税効果会計関係）

前事業年度 自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日	当事業年度 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日
---	---

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	千円	流動資産	千円
流動資産		繰延税金資産	
未払費用否認額	91,745	未払費用否認額	188,633
賞与引当金否認額	254,856	賞与引当金否認額	271,053
未払事業税	31,016	未払事業税	14,676
減価償却超過額	934	減価償却超過額	934
会費損金不算入額	81	会費損金不算入額	81
フリーレント	11,071	フリーレント	6,385
		繰延税金資産 合計	481,762
固定資産		固定資産	
退職給付引当金否認額	257,077	繰延税金資産	
役員退職慰労引当金否認額	88,409	賞与引当否認額	45,295
その他	65	退職給付引当金否認額	289,001
		役員退職慰労引当金否認額	110,224
繰延税金資産 小計	735,255	その他有価証券評価差額金	363
評価性引当額	88,409	ストックオプション	8,893
繰延税金資産 合計	646,846	繰延税金資産 小計	453,776
繰延税金負債	-	評価性引当額	110,224
繰延税金資産 純額	646,846	繰延税金資産 合計	343,552
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は次の通りです。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は次の通りです。	
	%		%
法定実効税率	40.69	法定実効税率	40.69
住民税均等割	0.15	住民税均等割	0.49
交際費等永久に損金に算入されない項目	9.91	交際費等永久に損金に算入されない項目	21.34
評価性引当金	5.67	評価性引当金	4.69
その他	5.46	その他	7.65
税効果会計適用後の法人税等の負担率	61.88	税効果会計適用後の法人税等の負担率	59.56

（関連当事者との取引関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（1）兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決 権等 の所 有割 合	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社 の子会 社	Pacific Investment Management Company LLC	アメリカ合衆 国 カリフォルニ ア州	246百万 米ドル	投資運 用業 (注1)	0%	3人	調査業務 の委託 (注1)	兼業によ る収益(注 2) 支払手数 料(注3)	2,071,020 2,375,504	未収収益 立替金 未払手数 料	487,180 14,229 1,485,986
親会社 の子会 社	Pimco Europe LTD	イギリス ロンドン	37百万 米ドル	投資運 用業 (注1)	0%	なし	調査業務 の委託 (注1)	兼業によ る収益(注 2)	6,467	未収収益	553

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 金融商品取引法の施行に伴い表示を変更しております。

(注2) 兼業による収益、支払手数料については、契約により定められた金額を基礎として決定しております。

(注3) 支払手数料については、契約により定められた金額を基礎として決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連事業者の開示に関する会計基準の適用方針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社名	所在地	資本金 又は出資 金	事業の内 容又は職 業	議決権 等の所 有割合	関係当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	Pacific Investment Management Company LLC	アメリカ合衆 国 カリフォルニ ア州	271百万 米ドル	投資運 用業	0%	調査業務 の委託及 び受託、役 員の兼任	兼業によ る収益(注 1) 支払手数 料(注2)	1,624,952 2,913,236	未収収益 未払手数料 立替金	525,482 930,189 2,368

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生していません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼業による収益、支払手数料については、契約により定められた金額を基礎として決定しております。

(注2) 支払手数料については、契約により定められた金額を基礎として決定しております。

（1株当たり情報）

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産額	204.41円	1株当たり純資産額	141.92円
1株当たり当期純利益	45.71円	1株当たり当期純利益	14.47円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
当期純利益（千円）	594,290	188,125
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	594,290	188,125
普通株式の期中平均株式数（株）	13,000,000	13,000,000

（重要な後発事象）

前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の実行の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更の際には、取締役会または株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、本書提出前1年以内において、訴訟事件その他会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円（平成21年9月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成21年9月末現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・ 名称 日興コーディアル証券株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成21年10月1日現在）
- ・ 事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。

<再信託受託会社>

受託会社より信託財産の資産管理業務の委託を受け、信託財産の管理・保管、計算および基準価額の計算等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱および販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払いに関する事務等を行います。

## 3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。



### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称およびロゴ・マーク、図案、登録番号等を使用し、ファンドの愛称および基本的性格を記載します。
- (2) 目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、金融機関の預貯金や保険契約とは商品性が異なり、預金保険機構、貯金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではないこと。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならないこと。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではないこと。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客様が負うこと。
- (3) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」等として、目論見書の冒頭(巻末)に記載することがあります。
- (5) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

また、「第二部 ファンド情報」の情報の一部をグラフ化して目論見書に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款の全文を添付することがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (9) 交付目論見書と請求目論見書を一体として作成することがあります。また、目論見書の表紙等に、以下のような別称を使用することがあります。

目論見書 「投資信託説明書（目論見書）」  
交付目論見書 「投資信託説明書（交付目論見書）」  
請求目論見書 「投資信託説明書（請求目論見書）」

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月5日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

### あらた監査法人

指 定 社 員

公認会計士 加藤 真美 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ変動利付日本国債ファンド クラス の平成21年3月11日から平成21年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス の平成21年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピムコジャパンリミテッド及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

### あずさ監査法人

指 定 社 員            公認会計士    安藤 通教  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

### あらた監査法人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ変動利付日本国債ファンド クラス の平成20年9月11日から平成21年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス の平成21年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ピムコジャパンリミテッド及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士 安 藤 通 教

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。